

KYOEI NEWS



〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
 TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
 E-mail osaka@kyoeisystem.co
 URL https://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] …トラック乗務員の残業時間

首都圏にある A 社は地域の配送業務を行っています。A 社の悩みは残業時間で、乗務員 1 人当たりの 1 か月平均残業時間は約 80 時間となっています。

同社は日給月給制を採用しており、平均的な乗務員の賃金は手当込みで日給 12,000 円です。したがって毎月の残業手当は 80 時間残業の場合 150,000 円になります。

2023 年 4 月から、これまで中小企業に対して猶予されていた 60 時間を超える残業時間の割増率が従来の 25% 以上から 50% 以上になり、この制度が適用されると 60 時間を超える 20 時間分については 50% 以上の割増率の適用が義務付けられます。

深夜 (22:00~5:00) の時間帯についても 1 か月 60 時間を超える時間については 75% 以上の割増率となります。休日労働については、法定休日に行った労働時間は残業時間に含まれませんが、それ以外の休日に行った法定時間外労働は含まれます。つまり、法定休日と法定外休日を明確に定める必要があります。

A 社のように恒常的に時間外労働が 60 時間を超えることが見込まれる場合については、割増賃金の代わりに有給の休暇 (代替休暇) を設けることができます。



60 時間を超える残業時間の対応としては次の 2 つの対応が考えられます。

(1) 割増賃金率の引上げ

60 時間を超えた時間に対して 50% 以上の割増賃金を支払う

(2) 代替休暇の活用

労使協定を締結し、割増賃金率の引き上げ分 (25% 以上) の支払いに代えて代替休暇を与える

60 時間を超える残業時間について代替休暇を与える場合の具体的な算定方法は次の通りです。

代替休暇の時間数 = (1 か月の合計残業時間数 - 60 時間) × 換算率

$$\text{換算率} = \frac{\text{①代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率}}{\text{②代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率}}$$

A 社の場合

$$\text{換算率} = 0.25 \quad (1.50 - 1.25)$$

$$\text{代替休暇の対象となる時間数} = (80 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間}) \times 0.25 \rightarrow 5 \text{ 時間}$$

代替休暇を付与することのできる期間は、残業時間 (法定時間外労働) が 1 か月 60 時間を超えた月の末日の翌日から 2 か月以内です。

代替休暇の単位は、1 日、半日のいずれかによって付与することとされていますが、端数の時間がある場合は労使協定で他の有給休暇と合わせて付与できます。例えば 1 日の所定労働時間が 8 時間で代替休暇の時間数が 10 時間ある場合においては、8 時間を 1 日分の代替休暇として付与し、残りの 2 時間を手当として支払うことが可能です。あるいは、残りの 2 時間をその他の有給休暇と合わせて休暇として取得することも考えられます。

1 か月の残業時間が 60 時間を超えることが常態化している乗務員については、来年 4 月以降は超えた時間について 50% の割増賃金を支払うか、当該時間数を代替休暇で対応するかの選択について会社としても検討する必要があります。

